



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *15 母子保健法施行細則の一部を改正する規則 (子ども未来課)..... 1
*16 和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則 (医務課)..... 2

○ 教育委員会規則

- *2 和歌山県教職員特別健康管理規則を廃止する規則 2

○ 告示

- 266 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 2
267 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (")..... 3
268 救急病院の認定 (医務課)..... 3
269 " (")..... 3
270 救急診療所の認定 (")..... 3
271 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)..... 4
272 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (")..... 5
273 " (")..... 5
274 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課)..... 6
275 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 (")..... 7
276 基本測定の終了 (技術調査課)..... 9
277 公共測定の終了 (")..... 9
278 公共測定の実施 (")..... 9
279 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 9

○ 公告

- 労働者委員の候補者の推薦 (労働政策課)..... 9
紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場の指定管理者の指定 (都市政策課)..... 10
都市計画の図書の写しの縦覧 (")..... 10
" (")..... 11
" (")..... 11
" (")..... 11

規 則

和歌山県規則第15号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則(昭和44年和歌山県規則第105号)の一部を次のように改正する。

第2条から第6条までを次のように改める。

第2条から第6条まで 削除

第6条の2を削る。

第11条中「同条第6項」を「同条第7項」に、「第21条の9第7項」を「第20条第8項」に改める。

別記第1号様式から別記第6号様式までを次のように改める。

別記第1号様式から別記第6号様式まで 削除

別記第18号様式を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

和歌山県規則第16号

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

和歌山県立高等看護学院学則（平成9年和歌山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第6条の表看護学科二部の項中「45人」を「40人」に、「135人」を「120人」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第2号

和歌山県教職員特別健康管理規則を廃止する規則を次のように定める。

平成23年3月18日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

和歌山県教職員特別健康管理規則を廃止する規則

和歌山県教職員特別健康管理規則（昭和26年和歌山県教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第266号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年5月2日まで縦覧に供する。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年3月1日

2 名称

特定非営利活動法人コミュニケーションサポートかるっちゃんアカデミー

3 代表者の氏名

長田和子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市神前109番地19

5 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の人々に対して、芸術文化活動や講座講演による心身の健康増進、自己実現の提供に関する事業を行い、地域社会貢献に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第267号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年5月2日まで縦覧に供する。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年3月1日

2 名称

特定非営利活動法人来実の会

3 代表者の氏名

谷川正純

4 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市上田井451番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々に対して、介護、人材育成、その他社会福祉に関する事業等を行い、各市町村と連携をとりながら、地域福祉に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第268号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称 国保直営串本病院

2 所在地 東牟婁郡串本町串本2175番地の1

3 有効期限 平成26年3月22日

和歌山県告示第269号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称 公立那賀病院

2 所在地 紀の川市打田1282番地

3 有効期限 平成26年3月31日

和歌山県告示第270号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 奥クリニック
- 2 所在地 紀の川市黒土263番地1
- 3 有効期限 平成26年3月24日

和歌山県告示第271号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ニトリ田辺店
田辺市新庄町成川545-7 外7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄
札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄
札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年10月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,439㎡
- 6 駐車場の収容台数
71台
- 7 駐輪場の収容台数
23台
- 8 荷さばき施設の面積
77㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
20.9㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
午前10時から午後9時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1か所

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成23年2月25日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
田辺市産業部商工振興課(田辺市下屋敷町31-1 テレコムビル1F)
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課(田辺市朝日ヶ丘23-1)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成23年3月18日から同年7月19日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第272号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグキリン御坊店
和歌山県御坊市湯川町財部1053番地1 他
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
御坊市産業建設部商工振興課(御坊市菌359番地)
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課(御坊市湯川町財部651)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成23年3月18日から同年4月18日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第273号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグキリン万呂店、プライスカット田辺下万呂店
田辺市下万呂字裏代416-2 他
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
田辺市産業部商工振興課(田辺市下屋敷町31-1 テレコムビル1F)
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課(田辺市朝日ヶ丘23-1)

- 4 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成23年3月18日から同年4月18日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第274号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

- (1) 腐そ病の発生予防のため
- (2) 伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- (3) ブルセラ病の発生予防のため
- (4) ヨーネ病の発生防止のため
- (5) 高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (6) 家きんサルモネラ感染症の発生予防のため
- (7) 馬伝染性貧血の発生予防のため
- (8) 牛流行熱の発生予察のため
- (9) イバラキ病の発生予察のため
- (10) アカバネ病の発生予察のため
- (11) アイノウイルス感染症の発生予察のため
- (12) チュウザン病の発生予察のため

2 実施する区域

- (1) 腐そ病検査 県内全域
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域
- (3) ブルセラ病検査 県内全域
- (4) ヨーネ病検査 県内全域
- (5) 高病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (6) 家きんサルモネラ感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (7) 馬伝染性貧血検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (8) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (9) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (10) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (11) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (12) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 腐そ病検査 みつばち
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。）及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (4) ブルセラ病検査 牛（搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及びこれと同一施設内で飼養している牛に限る。）

- (5) ヨーネ病検査 牛（搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及びこれと同一施設内で飼養している牛に限る。）
- (6) 家きんサルモネラ感染症検査 鶏（種鶏について、おおむね飼養羽数の10%、最小100羽）
- (7) 馬伝染性貧血検査 馬
- (8) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (9) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (10) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (11) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (12) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛

4 実施の期日

- (1) 腐そ病検査 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- (4) ブルセラ病検査 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- (5) ヨーネ病検査 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- (6) 家きんサルモネラ感染症検査 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- (7) 馬伝染性貧血検査 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- (8) 牛流行熱検査 原則として平成23年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (9) イバラキ病検査 原則として平成23年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (10) アカバネ病検査 原則として平成23年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月
- (11) アイノウイルス感染症検査 原則として平成23年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (12) チュウザン病検査 原則として平成23年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

5 検査の方法

- (1) 腐そ病検査 臨床検査及び細菌検査
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法
- (3) ブルセラ病検査 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法による。
- (4) ヨーネ病検査 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法
- (5) 高病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応）その他必要な検査
- (6) 家きんサルモネラ感染症検査 血清反応（平板急速凝集反応）
- (7) 馬伝染性貧血検査 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法による。
- (8) 牛流行熱検査 臨床検査及び血清学的検査
- (9) イバラキ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (10) アカバネ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (11) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的検査
- (12) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査

和歌山県告示第275号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

- (1) 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生予防のため
- (3) イバラキ病の発生予防のため
- (4) アカバネ病の発生予防のため
- (5) チュウザン病の発生予防のため
- (6) アイノウイルス感染症の発生予防のため
- (7) 豚丹毒の発生予防のため
- (8) 流行性脳炎の発生予防のため
- (9) 炭疽の発生予防のため

2 実施する区域

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 県内全域
- (3) イバラキ病予防注射 県内全域
- (4) アカバネ病予防注射 県内全域
- (5) チュウザン病予防注射 県内全域
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域
- (7) 豚丹毒予防注射 県内全域
- (8) 流行性脳炎予防注射 県内全域
- (9) 炭疽予防注射 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛
- (3) イバラキ病予防注射 牛
- (4) アカバネ病予防注射 牛
- (5) チュウザン病予防注射 牛
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 牛
- (7) 豚丹毒予防注射 豚
- (8) 流行性脳炎予防注射 豚（繁殖豚に限る。）
- (9) 炭疽予防注射 牛

4 実施の期日

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

5 注射の方法

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛伝染性鼻気管炎等予防液を筋肉内に注射する。
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛ウイルス性下痢・粘膜病等予防液を筋肉内に注射する。
- (3) イバラキ病予防注射 イバラキ病予防液を皮下に注射する。
- (4) アカバネ病予防注射 アカバネ病等予防液を筋肉内に注射する。
- (5) チュウザン病予防注射 チュウザン病等予防液を筋肉内に注射する。
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 アイノウイルス感染症等予防液を筋肉内に注射する。
- (7) 豚丹毒予防注射 豚丹毒予防液を皮下に注射する。
- (8) 流行性脳炎予防注射 次の区分により豚流行性脳炎予防液を皮下に注射する。
 - ア 経産豚 1回
 - イ 未経産豚 3週間から4週間までの間隔で2回
- (9) 炭疽予防注射 炭疽予防液（無莢膜弱毒株）を皮下注射する。

和歌山県告示第276号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（一等磁気測量）
- 2 作業期間 平成22年5月10日から平成23年2月25日まで
- 3 作業地域 西牟婁郡上富田町

和歌山県告示第277号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山地方法務局長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間 平成22年12月1日から平成23年2月1日まで
- 3 作業地域 和歌山市西浜二丁目及び西浜三丁目

和歌山県告示第278号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間 平成23年3月7日から平成23年3月31日まで
- 3 作業地域 紀の川市の一部

和歌山県告示第279号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3121	岩出市相谷字池ノ内532番の一部、524番2の一部、水路	和歌山市太田二丁目13番2号 ヤマイチエステート株式会社 代表取締役 山田茂	平成 23. 3. 10	6.00 } 6.30	44.05

公 告

公 告

和歌山県労働委員会労働者委員の欠員に伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により補欠委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定によ

り、労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 推薦資格を有する者

労働者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることを和歌山県労働委員会が証明した労働組合とする。

2 推薦される者の資格

労働者委員の候補者に推薦される者の資格については、特別の制限はないが、次の各号のいずれかに該当する者は、労働者委員となることはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）等の規定によって兼職禁止等の制限を受ける者

3 推薦方法

労働組合は、別に定める推薦書に労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の和歌山県労働委員会の証明書を添付し、提出すること。

4 推薦書の提出期間

平成23年3月18日から同年4月8日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する休日を除く。

5 推薦書提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課

公 告

和歌山県都市公園条例（昭和34年条例第32号）第18条及び和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例（昭和36年条例第10号）第6条の規定により、紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定管理者 はまゆうグループ

（代表となる団体）

奥アンツーカ株式会社近畿支店

大阪府東大阪市長田東三丁目2番7号

（構成員）

近畿電設工業株式会社

和歌山県和歌山市松江北七丁目10番28号

（構成員）

株式会社ヘッズ

大阪府大阪市北区浪花町12番24号

2 指定の期間 平成23年4月1日から平成23年10月31日まで

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
橋本都市計画ごみ焼却場及びごみ処理施設 (1号 橋本市環境管理センター)
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
高野口都市計画ごみ焼却場 (1号 高野口町塵芥処理場) の変更について
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
橋本都市計画下水道 (橋本市公共下水道)
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
高野口都市計画下水道 (高野口町公共下水道)
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課